

令和7年度愛媛県福祉サービス第三者評価機関募集要領

1. 認証基準

第三者評価機関の認証基準は、「愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領」及び「愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領実施細則」に定めるところですが、その主なものは次のとおりです。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業を除く。）。
- (3) 評価調査者が次の要件を満たすこと。
 - ア 次のいずれかの評価調査者をそれぞれ1人以上設置していること。
 - (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験しているか、これと同等の能力を有すると認められる者
 - (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験しているか、これと同等の能力を有すると認められる者
 - イ 評価調査者は、県が実施する評価調査者養成研修又は全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修会若しくは社会的養護関係施設評価調査者養成研修を修了していること。（注）
- (4) 第三者評価を受けた事業所等からの苦情対応体制を整備していること。
- (5) 県内に事務所を有すること。（注）

注 他の都道府県で既に認証を受けている評価機関は、例外があります。

2. 評価対象サービス

本県で第三者評価を実施する福祉サービスは、現在、保育所、児童館、認定こども園、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障がい者・児福祉サービス、救護施設、高齢者福祉サービス、老人保健施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、放課後児童クラブの15種別です。

3. 認証申請

評価機関として認証を受けようとする法人は、愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条の「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」に必要な書類を添えて申請してください。（令和7年度愛媛県福祉サービス第三者評価調査者養成研修（以下、「令和7年度養成研修」という。）は本年8月開催予定です。）

なお、認証申請受付け後、認証基準の確認等のためヒアリングを行うことがあります。

4. 申請期限

令和7年7月31日（木）

5. 認証

申請期限後、申請内容を審査し、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会の意見を聴いたうえで認証の可否を決定し、通知します。

6. 申請・お問い合わせ先

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 福祉監査グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話：089-912-2304 E-mail：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp

7. その他

愛媛県福祉サービス第三者評価事業については、愛媛県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi-hyouka/>

※「愛媛県庁 第三者評価」で検索願います。